

広島県水道広域連合企業団管理規程第 23 号

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団事務委任規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各所長への共通委任) 第 3 条 (略) (1) - (24) (略) (25) 令達予算の範囲内における工事の執行 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第25 条の規定による建設工事の請負契約に関 する紛争の解決及び本部において締結す る契約に関する事務 (予定価格の決定を 除く。) を除く。) (26) 令達予算の範囲内における工事の執行 に伴う測量、調査及び設計の委託 (本部 において締結する契約に関する事務 (予 定価格の決定を除く。) を除く。) (27) - (32) (略) 2 (略)	(各所長への共通委任) 第 3 条 (略) (1) - (24) (略) (25) 令達予算の範囲内における工事の執行 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第25 条の規定による建設工事の請負契約に関 する紛争の解決を除く。) (26) 令達予算の範囲内における工事の執行 に伴う測量、調査及び設計の委託 (27) - (32) (略) 2 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。